

平成19年度介護保険料

平成19年度の介護保険料が決まります。徴収方法により、原則として、下記のとおりとなります。なお、年の途中で、65歳になられた方などは、普通徴収です。

●普通徴収（納付書）

銀行などの窓口払いまたは口座振替で納付します。納付期限は次のとおりです。なお、普通徴収には、仮徴収はありません。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			第1期 7月31日		第2期 10月1日		第3期 11月30日		第4期 1月31日		第5期 3月31日



前年の所得を基準に、本年度の保険料(年額)が決まります。

●特別徴収（天引き）

年金から徴収します。徴収日は次のとおりです。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
4月13日		6月15日		8月15日		10月15日		12月14日		2月15日	



※4・6・8月までの仮徴収額は、各月とも前年度の2月分の額です。

※10・12・2月の本徴収は、決まった年額を満たすように徴収します。

前年の所得を基準に、本年度の保険料(年額)が決まります。

保険料段階一覧表

段階	対象者	保険料(円)	
		年額	月額
第1段階	生活保護の受給者、老齢福祉年金受給者で世帯非課税	18,600	1,550
第2段階	世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下	18,600	1,550
第3段階	世帯全員が住民税非課税で上記以外	27,900	2,325
第4段階	住民税が世帯課税で本人非課税	37,200	3,100
第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満	46,500	3,875
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上	55,800	4,650

※保険料段階が前年度と変わった第4・5段階のかたは、年額が調整される場合があります。

問合せ 住民福祉課介護保険係 ☎62-1230 内線104・111

問合せ 県環境部温暖化対策課
☎048-830-3030

省エネ性能を分かりやすく示した省エネラベルを表示します。

●省エネ型家電拡大

(6月16日～8月31日)

エアコン、冷蔵庫、テレビの

課保健衛生係にあります。)

●夏のエコライフDAY

(6月1日～9月30日)

一日、環境によい生活にチャレンジ！省エネ・省資源の成果をチェックシートで把握してみよう。(シートは、住民福祉課保健衛生係にあります。)

オフイスでは、ノーネクタイ、ノー上着で。

●夏のライフスタイル実践

(6月1日～9月30日)

冷房温度の設定を28℃にし、すだれやカーテンを利用するなど、涼しく過ごす工夫をしましょう。

1年で最もエネルギー使用量が増える夏、県では温暖化防止のためのキャンペーンを実施しています。

夏のエコライフで
温暖化対策を

